

令和4年度事業計画

(事業計画書・収支予算書)

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月 31日

令和4年6月8日

一般社団法人大日本水産会

第 I . 基本方針

現下の水産業を取り巻く状況は、記録的な主要魚種の不漁や燃油の高騰、加えて新型コロナの影響等による水産物需要の大幅な減退や魚価の低迷により、漁業者・水産関係者の経営は極めて厳しいものがある。

こうした状況の下で、我々水産業界の使命である「国民・消費者に対する水産物の安定供給」を果たすためには、改正漁業法と新たな水産基本計画に基づき、水産業の成長産業化を目指すとともに、不漁問題や脱炭素化に向けた技術の開発等新たな課題にも取り組む必要がある。このため、引続き「人・船・資源」の構造改革を進めるとともに、漁業者の経営を維持し、併せて水産物需要の回復に努力する必要がある。

大日本水産会は本年2月に創立140周年を迎えたが、会員各位の協力を仰ぎながら、以下の基本方針により、水産業界全体の振興発展のため努力して行く。

第一の柱は漁業者・水産関係者の経営の維持。積立ふらすや漁業経営セーフティネット事業等漁業経営対策予算の維持・拡充、コロナ対策予算の継続等を図る。

第二の柱は輸出拡大を含む需要の回復。東京・大阪のシーフードショーにより、コロナ禍において販売機会が減少した水産関係者へ販路回復の機会を提供するとともに、「魚食普及推進センター」を中心に水産物の消費拡大を進める。また、輸出の分野においては、JETRO との連携を強化し、「水産物・水産加工品輸出拡大協議会」の活動を通じてオール水産で水産物の輸出促進を図る。更に対米 HACCP の認定、対 EU・HACCP の事前審査を行っている「一般社団法人日本食品認定機構」とともに HACCP の普及に努め、水産物の輸出拡大に繋げていく。

第三の柱は船舶職員・漁業後継者の確保と漁船の代船建造による構造改革の促進。漁業就業者の高齢化に加え、海技資格者が不足していることから、「漁船乗組員確保養成プロジェクト」を通じ若い担い手の増加に繋げていく。また、高船齢化した漁船を国際競争力ある漁船へと更新するため、「漁船競争力強化プロジェクト」を通じ収益性の高い操業体制や、次世代に対応した高性能漁船への転換を図るとともに、脱炭素化等新たな課題についても、Co2 削減技術の開発実証等を推進する。

第四の柱は資源の持続性に配慮した水産業の推進。国際標準としてのマリン・エコラベル・ジャパン (MEL) の認証拡大及び認知度の向上を支援するとともに、これらの海外展開により輸出拡大にも繋げていく。――

第Ⅱ．具体的事業実施計画

1．一般会務、政策推進活動等

(1) 東日本大震災への対応

・復被災地水産加工業の販路回復に向けて、復興水産加工業販路回復促進センターの構成団体として、9月に仙台で開催する「東北復興水産加工品展示商談会2022」において、被災地の水産加工業者支援のための水産加工業販路拡大セミナー等を開催する。

(2) 水産政策拡充対策

・「水産政策の改革」の円滑な推進に向け、政策要望を含め業界の意見を集約し、政策、予算、税制改正等の陳情要望を行い、予算・税務委員会、白書説明会等を開催する。

・漁船の代船建造対策については、本会と海洋水産システム協会が共同事務局である「漁船競争力強化プロジェクト」を中心に、関係団体の長期的代船建造計画の円滑な実施を支援する。

・貿易に関する諸外国との交渉及び関連の政策については、引続き状況を注視し逐次対応する。

・「一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会」と連携し、GSSI（世界水産物持続可能性イニシアチブ）の承認を受けた MEL 認証水産物が海外の市場に受入れられるための体制づくりを支援するとともに、国内消費者に対する MEL の認知度向上に向けた普及活動の強化並びに流通加工・小売事業者における認証商品の取り扱いを推進する。

・MEL に関心のある事業者に対し、MEL の概要や取得にあたって必要となる手順・手続き等についての講習会を引続き開催する。

(3) 一般会務

・令和4年度水産功績者表彰（都道府県知事による推薦により令和4年11月～令和5年2月に表彰式を開催予定）及び新年賀詞交歓会（令和5年1月開催予定）を開催する。

・「第24回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」を令和4年8月24～26日に、また昨年度から延期となった「第19回シーフードショー大阪」を令和4年4月に、「第20回シーフードショー大阪」を令和5年2月に開催し、魚食普及、輸出促進を主たる目的として、効果的な運営を行う。また水産加工業の失われた販

路回復対策として被災地の加工業者を誘致し、販路回復のためのバイヤーとの商談機会を増やす場として提供する。

- ・上記については、いずれも新型コロナウイルス感染症の状況を注視し慎重にかつ、万全の衛生対策の下、開催する。
- ・水産関係団体、関係企業の協力を得て、全国水産高等学校カッターレース大会に協賛すると共に、全国水産高等学校長協会の活動を応援する。
- ・本会が今年創立140周年を迎えるにあたり、120周年以降の20年間の本会の歴史について、各部署毎の事業活動毎の取り纏めや、各分野毎に関係する方々との座談会、対談を収めた冊子を作製し、令和4年6月に配布する。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
令和4年度水産功績者表彰式 新年賀詞交歓会	令和4年12月 令和5年1月5日	石垣記念ホール 赤坂インターシテイ AIR
第24回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー	令和4年8月24～26日	東京ビッグサイト
第19回シーフードショー大阪	令和4年4月	ATC ホール大阪
第20回シーフードショー大阪	令和5年2月	〃
全国水産・海洋高校カッターレース大会（協賛）	令和4年7月	
全国水産・海洋高校食品技能コンテスト全国大会（協賛）	令和4年7月	

（４）広報関係

- ・月刊機関誌「水産界」、「水産手帳」については、内容の充実を図りつつ、それぞれの特色を生かしながら発行する。

事項	期日・回数等
月刊機関誌「水産界」	1回／月発行
同 編集会議	1回／月開催
2023年版水産手帳	令和4年12月上旬

2. 魚食普及推進関係等

魚食普及推進センターを中心に、「おさかな普及協議会」、「おさかな食べようネットワーク」により魚食普及推進活動に取り組む。

（１）ネットワーク活動

- ・12年目を迎えた魚食普及推進センターを中心に、水産関係団体・企業や個人約3,000会員で構成する「おさかな食べようネットワーク」及び「魚食普及推進事業」の連携・協働により、全国各地で行われている魚食普及推進の活動が幅広く、より効

果的に、かつ相乗効果を発揮することで、水産物消費拡大が目に見える成果に結びつくよう取組む。特に、全国各地のおさかな学習会等を実施する団体と連携を取りながら、ネットワーク会員の拡大等、魚食普及ネットワークの全国展開体制を構築する。

- ・ネットワーク会員の拡大及び全国各地域における魚食普及活動情報を共有するためのメールマガジンを毎月発信する。
- ・ネットワーク会員の活動・広報資料として「おさかな食べようネットワーク読本」、「お魚便利帳」等の魚食普及関連冊子を活用する。
- ・情報交換や告知をはじめ、全国的な魚食普及活動に必要なツールを利用できるような魚食普及推進センターのホームページの内容を強化していく。コロナ禍においては、実体験型のイベントや出前授業等、対面のコミュニケーションが難しい状況が続いており、ホームページによる解説記事や動画等を教材として、食育や魚食普及活動に組み入れていくと共に、魚食に係る記事の充実による閲覧者数の増加をはかる。

(2) おさかな学習会

- ・「おさかな学習会」等の出前授業を要望する小学校が多数あり需要が大きいこと、また、学習会実施後の家庭での魚食頻度の増加について一定の効果が見られたことから、全国規模での「おさかな学習会」の実施を展開・拡大していく必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響で社会見学等校外での体験学習の機会が大幅に減っており、学校内、園内で実施する出前授業に期待する学校も多い。出前授業においては体験学習が大きな効果を持つため、学校側の意向を踏まえつつ、「三密」にならないように感染対策に配慮を行いながら、全国に食育プログラムを広げられるスキームを構築していく。
- ・学習会の講師を、「おさかな食べようネットワーク」の登録講師とし、出前授業を希望する小学校とのマッチングを行うことで、おさかな学習会の全国的な拡充を図る。また、本会会員の企業・団体が窓口になって開催希望が寄せられている「おさかな学習会」への講師派遣や出前授業の実施についても積極的に支援する。
- ・なお、新型コロナウイルス感染症の懸念による体験学習の機会減少への対策としては、小規模での開催や、オンライン方式、遠隔リモート方式での学習支援を行っていく。各学校においては担当教諭、自宅においては保護者による食育に対しての学習支援プログラムを進め、教材としての実物の水産物やホームページによる食育事例・動画等の情報を要望に応じて提供し、魚食普及につながる活動を実施する。

・「おさかな BOOK」、「おさかな便利帳」、「おさかなぬりえ」等の資料類は、学校や家庭で海と魚について話し合うきっかけとなっており、本年も内容の充実を図りつつ、おさかな学習会やオンライン食育等に参加した児童に配布する。

(3) シンポジウム・セミナー開催

・学校給食への水産製品活用の促進に向け、各地の栄養教諭・学校栄養士に水産物を給食メニューに組み込むための取組みを進める。水産物の栄養価等の知識については水産物消費拡大の基本的知識として重要であることから、その優位性等を最新の科学的知見とともに提供する。

・食品ロスを含めた環境・資源問題等、持続的な社会に対する関心は、SDGs 等の活動・教育に直結しており、この観点からの活動も強化する。

(4) 地域活動等との連携・協働

・文部科学省「土曜学習応援団」、内閣府「食育推進全国大会」、NHK「ふるさとの食にっぽんの食フェスティバル」、「東京湾大感謝祭」等への参加を通じて、官民連携した消費拡大活動に取り組む。また、地域で行われている魚食普及推進活動を積極的に支援し、連携・協働した取組みを行う。

(5) 嗜好動向調査の実施

・2006年（平成18年）に実施された「小中学生のいる家庭：魚介類」と2012年度（平成24年）に実施した「子育て世代の消費動向」の水産物消費嗜好動向調査をベースに、その後の10年間とコロナ禍の影響も含め、ライフスタイルが大きく変化してきた中で子育て世代における消費嗜好動向を調査・比較・分析し、その変化を掴むとともに、水産物消費拡大に資する情報を発信する。

(6) 魚食普及推進事業

・おさかな学習会等に取り組む者を対象に、魚食普及リーダー向けセミナー等を開催し、科学的知見や取組みに係るノウハウを提案・提供する。

・栄養士等の学校給食関係者等に給食での国産水産物の利用を促進するノウハウを提供する。

・全国の水産・海洋高校の魚食普及や地域活性化等への取組みをHP等において紹介することで、その活動を応援する。

(7) 持続可能な漁業等の普及・啓発

・SDGs、環境問題や持続的資源管理のテーマが注目を集めており、MEL 認証の魚介類を、イベントや料理教室、小・中学校おさかな学習会等で使用することで、持続性に配慮した漁業の普及啓発に努める。

事項・内容等	期日	場所等
おさかな普及協議会推進委員会	令和4年5月、10月	本会会議室
メルマガ発信	毎月	魚食普及推進センター
魚食普及貢献者感謝状贈呈式	令和4年11月頃	石垣記念ホール
シンポジウム／セミナー	令和4年5月～令和5年2月	未定
栄養士・給食関係者セミナー／料理教室	令和4年5月～令和5年2月	未定
親子おさかな学習会	令和4年8月	石垣記念ホール等
小学生おさかな学習会（シーフードショー）	令和4年4月	ATC ホール大阪
小学校おさかな学習会	令和4年5月～令和5年2月	首都圏小学校他
各種イベント参加・実施	令和4年5月～令和5年2月	全国各地

(8) 円滑化実証等対策事業

・各種出前授業を実施するに当たり、SDGs に絡めた視点から鯨食の普及啓発に関する資料を配布する。

3. 海務・労務、国際対策業務等

(1) 漁業労働対策

(漁業就業者育成・確保対策)

・一般社団法人全国漁業就業者確保育成センターと連携し、漁業就業に関する事業の情報を業界団体等に提供するとともに、引続き漁業就業支援フェア等の催しを支援する。

・「漁船乗組員確保養成プロジェクト」の事務局として、各団体と連携し、漁船乗組員の確保・養成・定着の実現を図る。また、水産高校校長会及び文部科学省と連携し、水産高校において漁業の魅力を伝える漁業ガイダンス等を開催し、水産高校新卒者の水産業界への人材受入れを図る。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
漁業就業支援フェア支援	令和4年4月～令和5年3月	東京・大阪・福岡他
漁船乗組員確保養成プロジェクト会合	令和4年4月～令和5年3月	本会会議室
水産高校生向け漁業の魅力を伝える 漁業ガイダンス	令和4年4月～令和5年3月	水産高校等

(外国人漁業技能実習)

- ・漁船漁業分野においては、監理団体の広域化に対応するため、関係漁業中央団体を通じた指導・連絡体制の強化を図る。
- ・養殖業職種については、更なる技能評価試験受験者の増加、技能実習生受入れ道県の広域化に対処するため、効率的な制度運営に努める。
- ・水産庁設置の「漁業技能実習事業協議会」に構成員及び共同事務局として参画し、漁船漁業・養殖業職種における技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組みについて協議する。

漁船漁業職種

事項・内容等	期日・回数等	場所等
漁船漁業技能評価試験（初級）	令和4年6月～令和5年3月（62回実施予定）	北茨城市他
漁船漁業技能評価試験（専門級）	令和4年3月～令和5年2月（49回実施予定）	豊岡市他
漁船漁業技能評価試験（上級）	令和4年3月～令和5年3月（31回実施予定）	豊岡市他
漁船漁業技能評価委員会	令和4年3月～令和5年3月（13回実施予定）	本会会議室
漁船漁業技能評価試験委員会	上半期開催予定	本会会議室
漁業技能実習事業協議会	令和4年7月	農林水産省

養殖業職種

事項・内容等	期日・回数等	場所等
養殖業技能評価試験（初級）	令和4年4月～令和5年3月（28回実施予定）	大竹市他
養殖業技能評価試験（専門級）	令和4年4月～令和5年3月（39回実施予定）	大竹市他
養殖業技能評価試験（上級）	令和4年4月～令和5年3月（24回実施予定）	大竹市他
養殖業技能評価委員会	令和4年4月～令和5年3月（10回実施予定）	本会会議室
養殖業技能評価試験委員会	令和4年4月～令和5年3月	本会会議室
漁業技能実習事業協議会	令和4年7月	農林水産省

(外国人材受入総合支援事業)

- ・令和元年4月より開始された改正入管法に基づく在留資格「特定技能」制度による外国人の受入れ増加に伴い、漁業に従事する外国人の漁村地域での円滑な共生を図るため、関係省庁、中央漁業団体と連携し、漁業協同組合等が行う相談窓口の設置、生活ガイダンスの開催、巡回指導等を支援する外国人材受入支援事業を行う。
- ・就労を希望する外国人の漁業に関する必要な知識・技能及び日本語能力について、一定水準を満たすものであるか確認するため、海外及び国内で漁業技能測定試験（漁業・養殖業）を実施し、試験の総合的な管理・運営に努める。
- ・水産庁設置の「漁業特定技能協議会」に構成員及び共同事務局として参画し、漁業

分野の実情を踏まえた制度の適正な運用に資する取組みについて協議する。

- ・幅広い水産関連業務に従事する外国人材が、安定的かつ長期的に活躍できるような環境の在り方、及び将来を見据えたキャリア形成が可能となるような制度構築に向けて関係省庁と連携し検討をする。

（２）海務・労務関係対策

- ・我が国関係官労使にて、批准の合意形成がなされているトレモリノス条約ケープタウン協定については、円滑な国内法制化が実現する様、関係省庁や業種別漁業団体との間で密接な情報交換を行う。
- ・改正 STCW-F 条約（漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約）の大詰めを迎えているため、我が国漁業界としての改正条約への対応の方向性について意見を集約する。
- ・日本船舶技術研究協会や日本海難防止協会、船員災害防止協会等が実施する外部検討会に出席し、漁船及び漁船員に関する国際的な情報把握に努める。新型コロナウイルス感染症対策及びマイクロプラスチック対策については、前年度同様に IMO（国際海事機関）や WHO（世界保健機関）における関連情報の収集に努める。
- ・洋上風力発電については、再エネ海域利用法に基づく初めての公募案件にて事業者が選定される等、海を巡る情勢が変化してきていることを踏まえ、従来以上に水産庁及び全国漁業協同組合連合会と協力して意見提出等に努める。
- ・海底ケーブル敷設工事等、操業に影響を与える事業が増加していることから、継続的に情報を収集し、関係漁業団体とともに調整に努める。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
海上特別委員会 海務・労務委員会	令和4年5月上旬 令和4年4月～令和5年3月（年9回程度開催予定）	本会会議室 本会会議室

（３）漁業経営安定対策

- ・担い手代船取得支援リース事業については、リース料の一部助成を行う。

事項	内容・場所等
担い手代船取得支援リース事業	4隻（鳥取県漁協、田後漁協他）

（４）水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業

- ・本年度より5級海技士養成事業についても同一の国庫補助事業の中で実施されることとなったことから、船舶職員養成課程（4級及び5級）の区別なく、関係省庁、関

係漁業団体、関係漁業会社、関係水産高校等と連携して、当該コース受講生の募集・選定、当該コース受講生に対する管理事業等を行う。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
令和4年度水産高校卒業生を対象とした 海技士養成事業	令和4年4月～令和5年3月	船舶職員養成施設 認定水産高校等

(5) 水産労働力確保緊急支援事業

・遠洋漁業の経営体が新型コロナウイルス感染症を理由として、既存外国人船員の継続雇用等を通じて、操業を継続した場合に生じた掛かり増し経費の一部を支援する本事業については、水産庁指導のもと本年度も実施する。

(6) 国際対策会議、多国間、資源管理関係

- ・資源管理・海洋環境問題については、GGT（一般社団法人自然資源保全協会）等関係団体と連携を図り、情報の収集・検討、関連団体への周知徹底に努める。
- ・国際漁業問題については、OPRT（一般社団法人責任あるまぐろ漁業推進機構）等関係団体と連携を図り、FAO（国連食糧農業機関）をはじめとする国際機関の動向を注視しつつ、的確な対応に努めるとともに、政府の活動に協力して行く。
- ・我が国の水産資源の持続的利用に係る取組みについて、国際的な会議やイベント等を活用し、国際社会にPRを行う。
- ・国際社会で関心の高まっている気候変動及び海洋プラスチックごみ問題について、関係省庁と連携を図り、情報の収集・検討、関連団体への周知徹底に努める。
- ・国際漁業再編対策事業において、資源管理手法の拡充等を踏まえた漁業生産構造の再編整備のため、新資源管理導入円滑化等推進事業を行う。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
国際対策委員会 東アジア漁業特別委員会 ICFA 年次会合	年4回開催 令和4年5月 令和4年9月	本会会議室 本会会議室 イタリア・ローマ

4. 国際業務、水産食品安全対策、加工流通対策及び輸出促進等

(1) 国際関係業務（二国間関係）

- ・ **韓国関係**については、事故処理問題の解決に努めるとともに、事故防止及び操業秩序の確立のため、安全操業協定の改定及び操業秩序維持等について、韓国水産会及び両国の関係漁業団体との間で協議する。
- ・ また、日本海北部暫定水域における漁場利用の検討のために、政府と関係漁業団体により構成される協議に参加する。その他、韓国側の情報（漁業現況、規制変更他）を収集し、周知に努める。
- ・ **中国関係**については、事故処理の解決に努めるとともに、事故防止及び操業秩序の確立のため、安全操業協定の改定及び操業秩序維持等について、中国漁業協会及び両国の関係漁業者・団体との間で協議する。また、中国側の情報（漁業現況、規制変更他）を収集し、周知に努める。
- ・ **台湾関係**については、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾の台湾日本関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決めに係る実施状況を注視しつつ、水産庁、関係漁業者・団体と連携の上、対応する。
- ・ また、漁船間事故が発生した場合や海上事故処理制度の運用等について、中華民国全国漁会との間で協議を行うほか、台湾側の情報（漁業現況、規制変更他）を収集し、周知に努める。
- ・ **日中韓三ヶ国関係**については、操業秩序維持、資源管理、海上事故防止等について中国漁業協会、韓国水産会との間において協議する。
- ・ **ロシア関係**については、政府間の協議に民間漁業団体の代表として参加する。また、両国関係者の交流による意見交換の機会を設けるとともに、機材供与に関する基本協定を締結し、さけ・ます漁業関係の協力事業、地先沖合漁業関係の協力事業等の実施等により、我が国の北洋漁業の安定的操業確保を図る。
- ・ 持続的海洋水産資源利用体制確立事業においては、公益財団法人海外漁業協力財団と連携し、マグロ類や鯨類等海洋水産資源等の持続的利用に関する考え方を関係国漁業者へ根付かせるためのワークショップを開催する。
- ・ 上記以外の国との漁業関係についても、当該国の来日の際に我が国関係者との意見交換の機会を設ける等の対応を行う。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
1. 韓国関係		
民間漁業者団体間協議	年1～2回開催	日本及び韓国
北部暫定水域の交代利用に係る協議	年1～2回開催	日本及び韓国
漁船間事故処理実務者協議及び合同委員会	年1～2回開催	日本及び韓国
べにずわいがに漁労長会議	令和4年8月	韓国
まき網当事者間協議	令和4年9月	日本
はえ縄漁業者当事者間協議	令和4年9月	日本
日本側以西底曳網漁業者と	令和4年9月	日本
韓国はえ縄漁業者との当事者間協議		
日本べにずわいがにかご漁業者と	令和4年9月	日本
韓国はえ縄漁業者との当事者間協議	令和4年10月	日本
民間いか釣り漁業協議	令和4年12月	韓国
日韓民間漁業協議会	令和5年2月	日本
まき網漁労長会議		
2. 中国関係		
事故処理委員会	年1～2回開催	日本及び中国
いか釣り漁業者当事者間協議	令和4年7月	中国
日中民間漁業協議会	令和4年10月	中国
緊急避泊協力覚書に係る会議	令和4年12月	日本
まき網漁業者当事者間協議	令和5年2月	日本
3. 台湾関係		
事故処理委員会	年1～2回開催	日本及び台湾
日台民間漁業協議会	令和4年11月	台湾
4. 日中韓三カ国関係		
日中韓民間漁業協議会	令和4年10月	中国
5. 国内対策		
事故防止現地協議会	令和4年8月	日本
6. ロシア関係		
日ロ漁業委員会第38回会議	令和4年12月	日本
日ロ漁業合同委員会第38回会議	令和5年3月	ロシア
さけ・ます政府間交渉	令和5年3月	ロシア
7. 鯨類資源等持続的利用ワークショップ	年4～5回開催	中国・韓国・台湾等

(2) 水産物輸出関連対策

- ・国産水産物の、安全性や品質に関する正確な情報提供等を通じ輸出拡大を図るため、農林水産省、業務提携を行っているJETRO（独立行政法人日本貿易振興機構）の「農林水産物・食品輸出促進本部」をはじめ、関係団体との連携を図り、海外において開催されるシーフードショー等の展示会・商談会において、国産水産物の紹介や出展企業の参加を促進する。なお、JETROとは輸出対策特別委員会においても定期的に情報交換して行く。
- ・JETROと連携して「水産物輸出・HACCP入門セミナー」を全国各地で開催する。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
輸出対策特別委員会	令和4年5月～（適宜開催）	本会会議室等

（水産物・水産加工品輸出拡大協議会）

- ・水産物輸出機会の開拓と拡大を図るため、農林水産省が設置した「農林水産物等輸出促進全国協議会」に水産分野の幹事団体として、引続き参画し、情報収集、関係業界への周知等輸出促進のための環境整備を図る。
- ・平成27年2月に設立した水産物・水産加工品輸出拡大協議会（会員13団体）の事務局として、海外での水産物や和食セミナーの開催、食品見本市への出展団体を取りまとめ、季節に応じた様々な魚種の組合せによる周年供給体制の実現や、日本産水産物の認知度向上・ブランド化、有望国へのマーケティング、海外商談会の開催等を通じ、オール水産体制でのジャパンプランドの確立を図り、水産物輸出拡大のスピードアップに努める。

（3）水産食品品質確保対策・加工流通対策

- ・水産食品・安全表示部会において、HACCP 認定工場の全国的な拡大及び被災地域における復興施設の HACCP 認定促進に取り組む。
- ・一般社団法人日本食品認定機構と連携し、米国向け HACCP 認定の促進や、EU への水産物輸出促進に向けた水産庁による EU・HACCP 認定の加速化に努め、認定施設の増加等を支援する。
- ・水産食品品質高度化協議会の開催に合わせて、水産食品における品質衛生高度化への取組みに関するセミナーを行う。
- ・農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち、輸出環境整備推進事業（HACCP 認定加速化支援事業）の水産加工場品質・衛生管理指導について、水産食品の品質・衛生管理レベルの向上を目指した講習会や、専門家による現地指導事業を実施する。
- ・HACCP 講習会は、東京のほか、地方開催の要請に可能な限り対応する。
- ・優良衛生品質管理市場・漁港認定の対応を行う。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
水産食品・安全表示部会	適宜開催	石垣記念ホール 東京都内他
水産食品品質高度化協議会	令和4年5月	
HACCP 講習会	年18回開催	
一般的衛生管理講習会	約18件	
HACCP 支援法認定業務	適宜開催	
優良衛生品質管理市場・漁港認定	適宜開催	